

江戸川区創業促進助成事業 【募集要項】

江戸川区内で新たに創業しようとする方又は創業後間もない方に対し、事業活動に必要な経費の一部を助成します。

○申請書受付期間

令和8年6月15日(月)～令和8年7月13日(月)

○助成対象期間

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)
※助成金は6か月ごとの実績報告に基づき交付します。
※6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間(令和10年9月30日(土)まで)助成します。

○お問い合わせ先・受付

午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

※申請書類の様式は、区公式ホームページからダウンロードすることができます。



【お問い合わせ先】

江戸川区役所本庁舎東棟1階2番窓口

産業経済部経営支援課 相談係

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 電話 03(5662)0525

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

目 次

	頁
1 事業概要	1
2 実施概要	1
3 申請要件	1
4 対象経費	2
5 助成内容	3
6 申請方法	3
7 審査	4
8 選考結果の通知	4
9 助成対象者に決定された後の注意事項	4
10 事業の流れ	6
11 申請者事前チェックリスト	8
12 Q&A	9

1 事業概要

本事業は、江戸川区内（以下「区内」という。）で新たに創業しようとする者又は創業後間もない者に対し、事業活動に必要な経費の一部を助成することにより、区内における新規事業の創出を図り、もって区内産業を活性化することを目的とし実施します。

2 実施概要

(1) 申請書受付期間

令和8年6月15日(月)～令和8年7月13日(月)

【提出先】江戸川区役所本庁舎東棟1階2番窓口
産業経済部経営支援課 相談係
〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 電話 03(5662)0525
受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)
※電子申請もご利用いただけます。詳しくは区ホームページをご覧ください。

(2) 事業スケジュール(詳細は6頁、7頁の「事業の流れ」を参照)

- ① 交付申請書等の提出 : 令和8年6月15日(月)～7月13日(月)
- ② 一次審査(書類審査) : 令和8年7月下旬～8月上旬
- ③ 二次審査(面接審査) : 令和8年8月26日(水)
- ④ 助成対象者の決定 : 令和8年9月上旬
- ⑤ 業務状況報告 : 毎月、区へ業務状況報告
- ⑥ 助成金の交付 : 6か月ごとに、実績報告に基づき交付(令和8年度選定者の初回は令和9年3月に実績報告書兼請求書提出後、令和9年3月～4月に交付予定。)
- ⑦ 助成金交付継続審査 : 6か月ごとに、助成金交付継続申請に基づき、交付継続可否を審査

3 助成対象者(申請要件)

(1) 次に掲げる要件の全てを備える必要があります。

- ① 令和8年10月1日(以下基準日という)時点で創業後3年未満、または6か月以内に創業する予定であること。※1
- ② 「基準日時点の3年前」から、「本助成対象として申請する【創業】の時点」までの間に、法人の代表または個人事業主として事業を営んでいた期間がないこと。
- ③ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)であること、または中小企業者として創業する予定であること。
- ④ 区内に実質的に事業を行っている本社(個人事業者にあつては住所及び主たる事業所)を有すること、または有する予定であり、その後区内で引き続き事業を営む予定であること。※2
- ⑤ 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては住民税及び個人事業税)

を滞納していないこと。

⑥ 許認可を要する業種である場合は、当該許認可を受けて事業を開始すること。

※1 法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業届の開業日をもって創業とみなす。

※2 「実質的に事業を行っている」とは単に登記や建物があることだけでなく、客観的に見て、事業活動が行われていることを指し、ホームページ、事業実態、従業員の雇用状況等から総合的に判断する。

(2)次に該当する場合は対象外とします。

- ① 暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である場合。
- ② 助成対象者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等（条例第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合。
- ③ 大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者をいう。）が実質的に経営に参画し事業を営む場合。
- ④ チェーン店またはフランチャイズ店として事業を営む場合。
- ⑤ 申請者の3親等以内の個人事業主、または3親等以内の人物が代表を務める法人からの事業の承継や譲渡である場合。
- ⑥ 申請後交付対象期間中に実質的に事業を行っている本社を区外に移転した場合。
- ⑦ 創業予定として申請したもので基準日より6か月以内に創業を行えない場合。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業を営む場合。
- ⑨ 国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。）、区又は他の自治体における創業支援を主目的とした他の助成等を利用する場合で重複する助成対象経費があるときは他の助成等で対象となる経費を除外する。
- ⑩ その他区長が不相当と認める事業を営む場合。

4 助成対象経費

経費区分	内容
事務所等賃料	以下の要件を全て満たす、事務所等の賃料（敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、消費税等を除く） 1 助成対象者が事業のために継続して使用する事務所等であること。 2 助成対象者自らが賃貸借契約を締結したもの又は当該契約を締結する予定のものであること。 3 事務所等は、住居と兼用しないものであり、かつ本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等を借り入れたものでないこと。

ただし、国、他の自治体、江戸川区等における併用が認められる助成金（創業関係を除く）を利用する場合、本助成金の対象経費である場合でも、本助成金以外にて

既に助成を受けた又は申請している経費である場合は、該当経費をこの助成金の対象から除外する。

5 助成内容

(1) 助成対象期間

令和8年10月1日(木) ～ 令和9年3月31日(水)

助成金の交付	6か月ごとに実績報告に基づき交付します(令和9年3月に実績報告書兼請求書提出後、令和9年3月～4月に助成金交付予定)。
助成金の交付継続	6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間(令和10年9月30日(土)まで)助成。

※予算の執行状況及び議会の議決等により、事業を終了する場合があります。

(2) 助成内容

- ① 助成件数 5件程度(審査・選考により予算の範囲内で決定します。)
- ② 助成率 1/2以内
- ③ 助成限度額 6か月ごとに30万円まで

6 申請方法

(1) 申請方法

以下(2)の申請書類を受付窓口まで持参してください。

申請書類の様式は、区公式ホームページからダウンロードすることができます。

※申請書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。



【受付窓口】

江戸川区役所本庁舎東棟1階2番窓口 産業経済部経営支援課 相談係

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号 電話 03(5662)0525

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

※電子申請もご利用いただけます。詳しくは区ホームページをご覧ください。

(2) 申請書類

- ① 交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 事務所等の賃借に係る契約書の写し(すでに賃貸借契約を締結している場合に限る)
- ④ 決算報告書(既に決算を終えている場合のみ)
- ⑤ 法人の場合は前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書、個人事業者の場合は、住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書(事業開始前、決算日を迎えていない又は決算日から2か月を経過していない場合は代表個人の住民税納税証明書)

- ⑥ 法人の場合：履歴事項全部証明書の写し
個人事業者の場合：開業届の写し又は直近の確定申告書の写し（事業所の所在地がわかるもの。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したもの。）
※交付申請時に法人等を設立していない場合は、設立後ただちに提出すること。
- ⑦ 江戸川区での事業継続同意書(別紙2)
- ⑧ 反社会的勢力の排除に関する表明保証書(別紙3)
- ⑨ その他区長が必要とする書類

(3) 申請時における注意事項

- ① 申請書は第三者にも理解できるよう、明瞭かつ具体的に記入してください。
- ② 申請書には、シャチハタ等のスタンプ印はご使用できません。（電子申請を除く）
- ③ 申請書類は返却しません。また、いただいた書類はすべて審査資料となりますので、予めご了承ください。

7 審査

区が任命した審査員が、事業の「計画性、実現性」「新規性、創造性」「収支見通し」「熱意と行動力」など書類審査、面接審査により評価し、助成対象者を決定します。

8 選考結果の通知

書類審査の結果は8月中旬頃、面接審査の結果は9月上旬頃に通知いたします。
なお、審査結果に関する問い合わせについては、一切応じられません。

9 助成対象者に決定された後の注意事項

(1) 助成対象となる経費

助成対象経費は、実績報告（以下(3)）時に、経費を支払ったことがわかる書類を確認し、助成対象経費に照らし合わせ、交付決定額内の範囲で確定します。
※必ずしも、交付決定時と同額にはなりませんのであらかじめご了承ください。

(2) 業務状況報告

毎月、業務状況報告書を提出していただきます。
また必要に応じて、事務局による対象事業所の現場確認及び、区の派遣する起業家アドバイザーとの面接を受けていただく場合があります。
※書式は交付決定後お送りします。

(3) 実績報告

6か月ごとに、実績報告書兼請求書を提出していただき、審査の上、助成金を交付します。

【実績報告時に必要な書類】

- ① 実績報告書兼請求書（第5号様式）

- ② 事業報告書（別紙4）
 - ③ 事務所等の賃借に係る契約書の写し
 - ④ 助成対象経費を支払ったことが分かる書類（領収書もしくは通帳の写し等）
 - ⑤ その他区長が必要とする書類
- ※書式は、交付決定後お送りします。

(4) 助成金交付継続審査

6か月ごとに、助成金交付継続審査を実施します。この審査結果を踏まえ、助成金交付の対象外となる場合がありますのでご了承ください。

【助成金交付継続申請時に必要な書類】

- ① 交付継続申請書（第8号様式）
 - ② 継続審査用事業計画書（別紙5）
 - ③ 事務所等の賃借に係る契約書の写し
 - ④ 法人の場合：前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書
個人事業者の場合：前年度の住民税及び個人事業税納税証明書
※いずれも納税時期が未到来の場合は、前年度の住民税納税証明書
 - ⑤ 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業者の場合は開業届の写し又は直近の確定申告書の写し（事業所の所在地がわかるもの。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果（受信通知）を出力したもの。）
 - ⑥ その他区長が必要とする書類
- ※書式は、交付決定後お送りします。

(5) 江戸川区での事業継続について

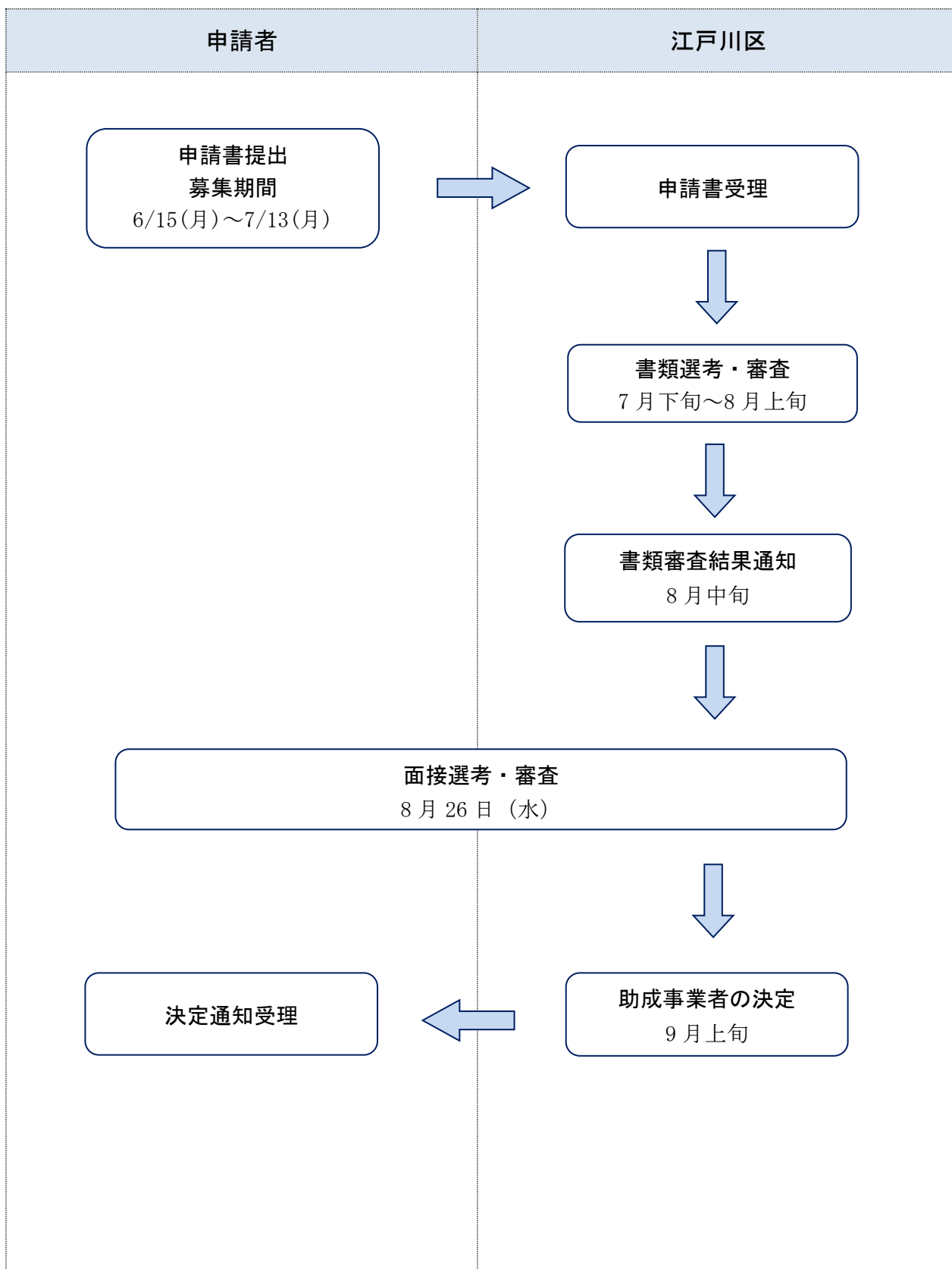
交付決定者は、江戸川区内で事業を継続するものとします。なお、実質的に事業を行っている本社を区外へ移転した場合は、その時点で助成金の交付を終了するものとし、助成金の返還を求める場合があります。

(6) その他

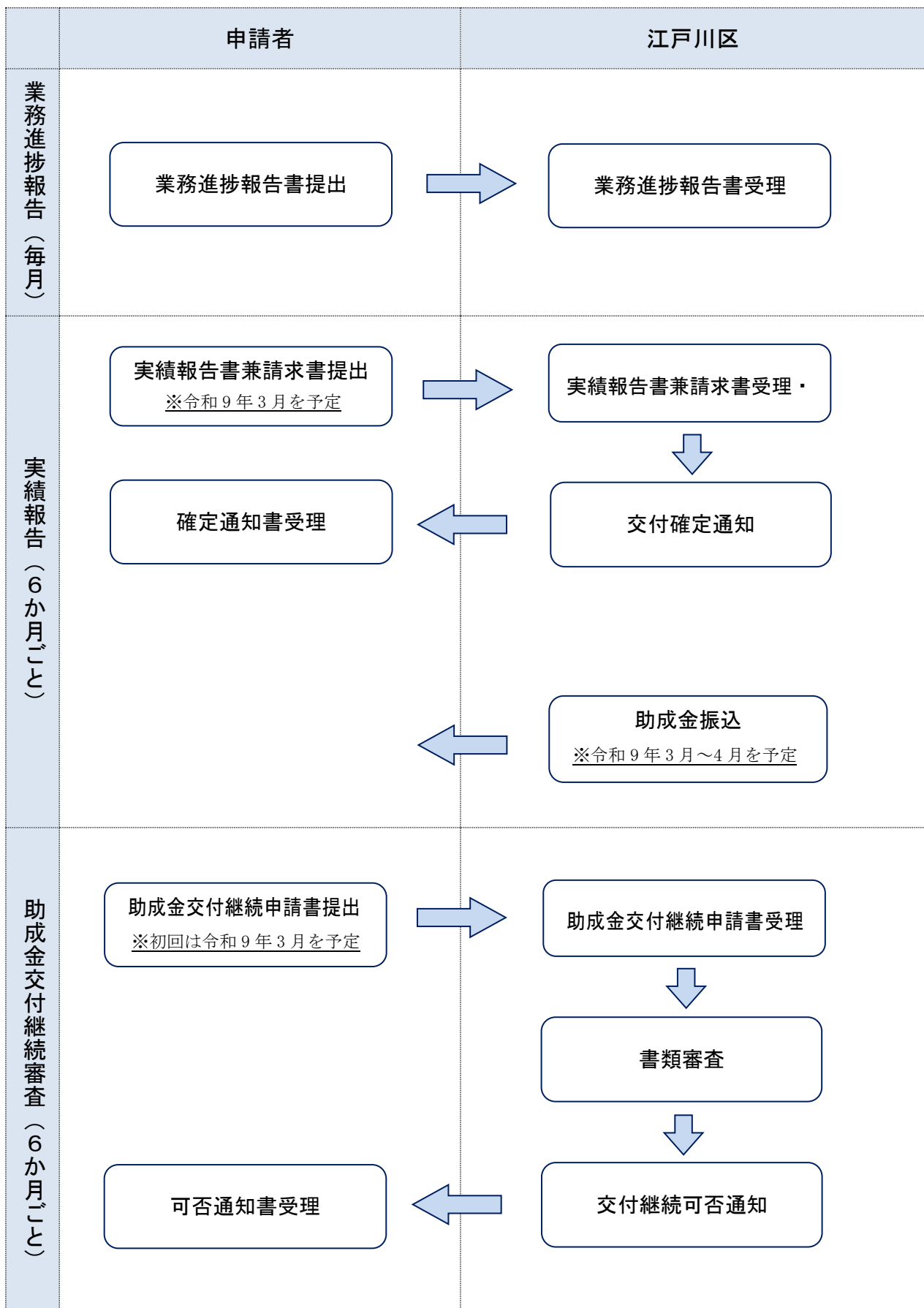
- ① 交付申請書の記載内容や事業計画に変更等がある場合は、事前の承認が必要ですので、速やかにご連絡ください。
- ② 不正又は不当な手段により助成金の交付決定を受けた時など、助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- ③ 助成事業に係る経理書類等は、事業終了後5年間保存してください。
- ④ 交付決定者は、区が実施する経営相談、起業家アドバイザー派遣、その他交流会等を積極的に活用、参加してください。

10 事業の流れ

募集・審査期間（令和8年6月15日～令和8年9月30日）



助成対象期間（令和8年10月1日～令和9年3月31日）



11 申請者事前チェックリスト

チェック項目			確認
項目	頁	内容	
申請要件	1~2	基準日（令和8年10月1日）時点において、創業後3年未満もしくは6か月以内に創業する予定であるか	
	1~2	3.助成対象者(申請要件)の(1)に掲げる要件をすべて満たしているか	
	2	3.助成対象者(申請要件)の(2)に掲げる対象外となる者に該当しないか	
対象経費	2~3	事務所等賃料を対象経費とする場合、住居と兼用しないものであり、かつ本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等にかかる借り入れではないか	
申請書類	3~4	申請書類がすべてそろっているか	
	4	申請書類は第三者にも理解できるような明瞭で具体的な内容になっているか	
	4	申請書に使用する印は正しいか（スタンプ印は不可） ※電子申請を除く	
全般		募集要項をすべて確認したか	

12 Q & A

1 申請について

<交付申請について>

Q1 助成対象者は、何件を予定していますか。

A1 5件程度予定しております。ただし、審査・選考の結果、助成対象事業が5件に満たない場合もあります。

Q2 本助成の申請書の作成を外部に委託した場合、同経費は助成の対象となりますか。

A2 資料作成等に係る事務的経費は、助成対象経費とはなりません。

Q3 助成金の申請から審査、交付決定まではどのようなスケジュールですか。

A3 本要項6頁「10 事業の流れ」をご参照ください。

Q4 国や東京都等の創業に関する助成金と同時に申請してもいいですか。

A4 ご申請自体は可能です。国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む）、区又は他の自治体における他の助成等（以下「他の助成金」という。）を利用する場合で、当該他の助成金において対象となる経費と重複する助成対象経費があるときは、当該他の助成金において対象となる経費を助成対象経費から除外します。

Q5 江戸川区の創業に関する助成金（えどがわ起業ビジネスプランコンテスト）と同時に申請してもいいですか。

A5 ご申請は可能です。

<助成対象者・助成対象経費について>

Q6 個人事業主ですが、法人成りをする予定です。法人設立日を創業扱いで申請できますか。

A6 申請できません。「基準日時点の3年前」から、「本助成対象として申請する【創業】の時点」までの間に、法人の代表または個人事業主として事業を営んでいた期間がないことが申請要件です。

ただし、法人成りする前の個人事業主としての開業日も、基準日から3年未満ならば申請可能です。

Q7 事務所等を住居と兼用する場合、助成対象者として認められますか。

A7 認められません。

Q8 創業前の個人の期間に支払った経費は助成対象になりますか。

A8 創業する事業に関連するものであれば認められる場合があります。ただし、助成対象期間内に支払った経費に限ります。

Q9 いつの時点で発生した費用が助成対象になりますか。

A9 令和8年10月1日から、令和9年3月の実績報告書提出日までに発生する費用が助

成対象になります。なお、6 か月ごとの助成金交付継続審査により、最大、令和 10 年 9 月 30 日まで助成します。

Q10 飲食店、小売店、美容院等、店舗を設け顧客へのサービスを行う業種・業態の事業を営む場合は、助成対象者として認められますか。

A10 革新的な新サービスを行うなど特色のある事業であれば、店舗であっても対象になります（審査において、事業の新規性を判断します）。

Q11 本社を区外に移転した場合、助成金は交付されますか。

A11 助成対象期間内に移転した場合、助成金交付の対象外となります。また、すでに助成金を交付している場合は、返還を求める場合があります。

<実績報告について>

Q12 経費を支払ったことが分かる書類に対象経費とは関係のないものが含まれている場合、どうしたらよいですか。

A12 通常の業務分と一緒に支払った場合は、その領収書分の全ての内訳のコピーを添付していただき、助成対象分にしるしを付ける等の対応をお願いします。可能な限り、助成対象分は通常のものとしてお支払いいただくようお願いします。

Q13 経費を支払ったことが分かる書類として、銀行振込明細を提出することは可能ですか。

A13 銀行振込明細でも、振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て対象経費が確実に支払われたことがわかるものであれば、銀行振込明細をご提出いただくことは可能です。なお、複数の経費項目を一度に支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Q14 クレジットカードを利用して購入した経費でも対象になりますか。

A14 クレジットカード払いでも構いませんが、引落しが対象期間内に行われている必要があります。実績報告の際は、引落通帳の写し及びクレジットカードの利用明細をご提出いただきます。なお、複数の経費項目を一度にお支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Q15 インターネットバンクを利用した場合、提出書類はどうすれば良いですか。

A15 振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て、対象経費が確実に支払われたことがわかるような、振込明細等の画面をプリントアウトしたもの等を提出ください。なお、複数の経費項目を一度に支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Q16 支払いの相手先が月末締めで翌月払いのため、3 月分の支払が実績報告に間に合いません。対象経費として計上はできませんか。

A16 経費を支払ったことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。

対象経費として計上したい場合は、該当部分のみ別途支払う等で対象期間内に支払いを済ませてください。

<助成金の交付について>

Q17 助成金はいつ交付されますか。

A17 令和9年3月に実績報告兼請求書を提出いただき、審査の上、令和9年3月末～4月に交付します。詳細は、本要項7頁「助成対象期間」の事業の流れをご参照ください。

Q18 助成金はいつまで交付されますか。

A18 助成対象期間は令和8年10月1日～令和9年3月31日までです。ただし、6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間(令和10年9月30日まで)助成します(予算の執行状況及び議会の議決等により、事業を終了する場合があります)。

Q19 基準日(令和8年10月1日)より6か月以内に起業しなかった場合、助成金は交付されますか。

A19 原則として、助成金は交付されません。

なお、交付を受けるためには、単に法人を設立等するのみでなく、助成対象期間中に実際に事業活動が行われている必要があります。